

令和元年度 第4回大阪府河川整備審議会 議事要旨

日 時 : 令和元年12月24日(月) 15:00~17:00

場 所 : OMMビル 2階 会議室 203・204

出席者 : (委員) 大石会長・阿部委員・市川委員・多田委員・鶴田委員・馬場委員・船曳委員
計7名(欠席: 柴田委員、弘本委員)

まとめ

(1) 淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価について

- ・「淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価」については、本日までの審議をもって「府の対応方針(原案)は適切」と答申する。

(2) 淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について

- ・「淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価」については、本日までの審議をもって「府の対応方針(原案)は適切」と答申する。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

(1) 淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価について

- 今回行った府民意見募集は、府が府の事業を自己評価するにあたって、参考に府民意見を聞くというものであることをもう少しわかりやすい表現で説明すべきではないか。
- 建設事業評価がどのような制度で、誰が誰を評価するのかなど、説明を工夫する。
- 堆積土砂撤去について、「阻害率」の定義やその判断基準などを説明すべきではないか。
- 河川計画断面の阻害率が2割を超えた場合に撤去の対象となる旨、表現を見直す。
- 関連するが、洗堀や堆積といった表現は一般府民には理解できないのではないか。
- 府民に分かりやすい表現に修正する。
- 府民意見の中で、堤防天端道路の除草の「刈り残し」を指摘されているが、その理由を説明すべきではないか。
- 堤防天端の管理用通路が市道として使われている場合、道路管理者である市が道路沿いの除草を行い、堤防法面は河川管理者である府が実施することになる。この場合、各管理者の除草の実施時期を合わせているわけではないため、堤防法面は除草しているのに堤防天端道路はやっていないと思われた可能性がある。今後、道路管理者と情報共有しながら実施する。
- 以上、「淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価」については、本日までの審議をもって「府の対応方針(原案)は適切」と答申する。

(2) 淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について

- 芥川は自然保護活動を行っている団体が多く、地域住民の河川の自然環境に対する意識が非常に高い地域であるため、府民意見に対してはもう少し詳細に回答すべきではないか。また、そこにいるからといって在来種とは限らないため、色々な視点で検証が必要ではないかと考える。
- ご指摘の点を踏まえて修正する。
- 資料の中で、生物環境という言葉を使用しているが、生態学では生物が創出した環境という意味になるため、ここでは生物の生息環境といった文言が適切ではないか。
- ご指摘のとおり修正する。

- 府民意見の中で、河川が覆われるほどの草が生えているのを心配されているが、これは景観面なのか、環境衛生的なところなのか、そちらを心配されているのか。
- この夏にも非常に多くの電話をいただいております、その多くが草の繁茂によって道路の視界が悪いというご意見であったため、今回の意見も同様であると考えます。
- 景観阻害という観点も含めると、除草について全てを府が担うという方針がいいのか検証があるのでは。例えば、アドプトリバーという発想を持って自治会と協力しながら除草を行い、景観形成に努めることも考えられる。
- 他の地域では、河川の美化活動なども行っている。委員の助言も踏まえ、除草まで活動内容を広げての検討も行っていきます。
- 以上、「淀川水系淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価」については、本日までの審議をもって「府の対応方針（原案）は適切」と答申します。